

ふるさとミライカレッジ推進要綱

令和7年4月1日（総行政第75号）制定

第1 趣旨

人口減少・少子高齢化の進行が著しい地方において、地域の担い手となる人材の不足が特に深刻な課題となっている。また、進学や就職を契機として10代後半及び20代の若者の転出超過が続いており、その傾向は男性よりも女性において顕著となっていることを踏まえ、女性・若者にとって魅力的な地域づくりの必要性が指摘されている。

このような中、一部の地域において、大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが取り組まれており、地域の担い手の確保や、地域おこし協力隊等としての女性・若者の定住、女性・若者にとって魅力的な地域づくり、地域の課題解決等につながっている。

このようなことを踏まえ、第2以下に掲げる取組（以下「ふるさとミライカレッジ」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

「ふるさとミライカレッジ」とは、地方公共団体が大学等高等教育機関^{※1}と連携し、学生のフィールドワーク^{※2}等を受け入れて実施する大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトのうち、

- ① 大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくことを目的とするものであること
 - ② 若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運を醸成することを目的とするものであること
 - ③ 具体的な地域の課題の解決を目的とするものであること
- のいずれの目的も有する取組をいい、以下に掲げるすべての事項に該当する取組について、必要な支援を行うものとする。

ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと。

イ 地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトであること。

ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること。

エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること。

オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること。

カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること。

※1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、学生団体

※2 学生が概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）、地域に滞在して実際に住民と関わりながら、地域の課題解決に取り組む活動

（1）地方公共団体

地方公共団体は、ふるさとミライカレッジに取り組む。

（2）総務省

総務省は、ふるさとミライカレッジに取り組む地方公共団体に対して、事業への助言や必要な財政上の措置を行うほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方公共団体への情報提供、大学等高等教育機関とのマッチングの支援等を行う。

第3 支援内容

1 特別交付税措置

ふるさとミライカレッジの実施に係る地方単独事業の経費について、以下のとおり特別交付税措置を講じる。

（1）対象団体

次のアからウのいずれかの要件に該当する都道府県又は市町村とする。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）外の市町村

イ 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村^{※1}、定住自立圏に取り組む市町村^{※2}又は人口減少率が高い市町村^{※3}

ウ 都道府県（ただし、上記ア又はイの市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

※3 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げるアからキまでのいずれかに該当する市町村である。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離

- 島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村
- カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村
- キ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村

※ 4 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※ 5 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）によって調査した平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口（平成 17 年 10 月 2 日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が 11%以上である市町村

（2）対象経費

別添の経費を対象とする。

（3）措置内容

対象経費×措置率 0.5×財政力補正（対象経費が、1,500 万円に全参加者の滞在日数に 5,000 円を乗じた額を加えた上限額を超えるときは、上限額とする。）

2 総合広報の実施、総務省ポータルサイトの運営

ふるさとミライカレッジについて、広く地方自治体、地域、大学等高等教育機関、学生団体などに周知広報を実施するとともに、地方自治体・地域と大学等高等教育機関、学生団体等がマッチングし、地域課題解決プロジェクトに取り組むための必要な情報を提供するため、地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、地域のまちづくり会社の地域課題やスキル・ソリューション、プロジェクトの実績等の情報を掲載する総務省ポータルサイトの運営を行う。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別添)

「ふるさとミライカレッジ」に係る
特別交付税措置の対象経費について

地方公共団体が、本要綱に基づきふるさとミライカレッジに取り組む場合、令和9年度までの間、ふるさとミライカレッジの実施に係る地方単独事業の以下の経費を対象として特別交付税措置を講じることとしている。

1 対象経費

(1) 参加学生等の募集に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 事業内容や参加申し込み方法等を紹介するホームページの運用に要する経費
- ・ インターネット、新聞、雑誌等による広告に要する経費
- ・ プロモーションに際して必要となるイベントに要する経費、謝金、旅費、会場借り上げ経費
- ・ 応募者を集めるための活動に要する経費 等

(2) 受入の準備に要する経費

【必要経費の例】

- ・ プロジェクトの計画づくりに要する経費
- ・ 受入関係者の研修等に要する経費
- ・ 受入企業等において、参加者のための業務スペースを確保するために要する経費 等

(5) 滞在場所の確保に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 参加者の滞在場所に対して支払う宿泊費
- ・ 参加者の滞在場所となる施設改修費 等

(6) プロジェクトの実施に伴う旅費

【必要経費の例】

- ・ 参加者の交通費、車の借上料 等

(7) コーディネーターの設置に要する経費

【必要経費の例】

- ・ コーディネーターの人件費（地方公共団体の職員の人件費除く。）、交通費、旅費 等

(8) プロジェクト実施に係る経費

【必要経費の例】

- ・受入関係者への謝金
- ・オリエンテーションや交流イベント場等に係る企画調整、実施に要する経費、謝金、旅費、会場借り上げ経費
- ・プロジェクトの実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費
- ・参加者の実施団体内の移動に要する経費
- ・公共交通が不十分な地域において、参加者に貸与するために実施団体でレンタカーを調達する経費
- ・受入企業等が負担する労災保険料・雇用保険料、参加者が負担する雇用保険料
- ・受入企業等が参加者に対して実施する研修等に要する経費
- ・受入企業等が負担する作業着等の経費 等

※ 対象外となる経費

- ・参加者等の飲食に要する経費
- ・事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費
- ・本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

2 対象経費の上限額

1,500万円に、全参加者の滞在日数に5,000円を乗じた額を加えた額を上限額とする。

3 その他留意事項

- ・上記1に掲げる事務の一部を委託して実施することも差し支えない。
- ・実施団体の職員の雇用に要する経費については、本事業に取り組むため、特に臨時で雇用した者に支払う報酬等に限る。